

Journal of Intelligence Science in Local Research 規程

令和 5 年 11 月 29 日

規 程 第 35 号

改正 令和 6 年 2 月 28 日規程第 7 号

令和 6 年 9 月 25 日規程第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）が発行する『Journal of Intelligence Science in Local Research』（以下「本誌」という。）について、投稿や編集等に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本誌は、本学の研究力を高め、地域、社会の中で世界に通用する研究を行い、その成果を世界に向けて発信することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号）第 2 条第 1 項に規定される職員をいう。
- (2) 教員 公立大学法人下関市立大学職員就業規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定される教員及び下関市立大学特命教員に関する規則（令和 2 年規則第 9 号）に基づき採用した特命教員をいう。
- (3) 研究員 下関市立大学客員研究員規程（平成 19 年規程第 100 号）に基づき受け入れた客員研究員をいう。
- (4) 学生 本学の学部、大学院及び専攻科の学生並びに本学の附属リカレント教育センターの受講生をいう。
- (5) 原著論文 研究背景、目的、方法、結果、考察及び結論が明確で、一定の客観性、独創性があり、学術的に価値があるものをいう。
- (6) 解説・総説論文 特定の分野や主題について、関連文献、原稿執筆上の資料に基づいて総括的に解説・論評したもので、学術的に価値があるものをいう。
- (7) 資料 当該学問の発展において、臨床や教育現場に何らかの示唆をもたらし、資料的価値があると認められるものをいう。
- (8) 研究ノート 学術上・研究上・技術上の問題点や提案などにおいて価値ある新しい研究成果で、原著論文と比較すると論文としての完成度としてやや難があり、まとまらない内容であっても早く報告する価値があるものをいう。

(編集委員会)

第 4 条 本誌の編集等に関する業務を行うため、編集委員会を置く。

2 編集委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本誌の編集に関すること。
- (2) 本誌に掲載を希望する論文（以下「投稿論文」という。）に対する査読に関すること。
- (3) 本誌に掲載する原著論文、解説・総説論文、資料及び研究ノート（以下「論文等」という。）の確定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、先端地域科学研究所長が必要と認めること。
（投稿資格）

第5条 本誌に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 教職員
- (2) 研究員
- (3) 学生
- (4) 教員と共同研究に従事する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、先端地域科学研究所長が認める者

2 前項第2号及び第3号の者が投稿するときは、教員の推薦書を必要とする。

（投稿論文の要件）

第6条 投稿論文は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 研究成果が地域、社会に寄与する内容であること。
- (2) 未発表であること。

2 投稿論文は、和文又は英文とする。

3 筆頭著者での投稿は、原則として同一号につき1本とする。

4 投稿論文において必要なことは、先端地域科学研究所長が別に定める。

（本誌の企画及び投稿の募集）

第7条 本誌の企画及び投稿論文の募集に関することは、先端地域科学研究所長が行う。

（投稿論文の作成及び投稿申込）

第8条 本誌への投稿を希望する者は、先端地域科学研究所長が定める執筆要項に基づいて投稿論文を作成し、提出期限までに Journal of Intelligence Science in Local Research 投稿申込書(別記様式)を添付して提出しなければならない。

2 第5条第2項の推薦書を必要とする者は、前項に定める書類に加え、推薦書を添付しなければならない。

3 論文等の提出期限は、先端地域科学研究所長が定める。

（査読）

第9条 本誌に投稿する投稿論文は、査読を行う。

2 編集委員会は、投稿論文の内容に応じた適任者又はその分野の専門家から査読者

を選任し、審査を依頼する。

- 3 査読者は、投稿論文を審査し、次のとおり判定を行う。ただし、投稿論文に修正が必要と認めるときは、意見を付することができる。

判定結果	判定基準
A	このまま、ないし字句の微修正・補足だけで掲載が可能である。
B	修正が必要だが、査読結果を元に適正に修正がなされれば、基本的には掲載が可能である。
C	大幅な修正がなされれば、掲載の可能性がある。査読結果を元に修正し、再査読が必要となる。
D	内容の根本的な検討が必要であり、大幅な修正が必要である。大幅な修正がされ、再査読を経て、審査する（修正後、論文カテゴリを下げれば掲載可の場合も含む）。
E	掲載不可

- 4 査読者は、審査の結果を編集委員会に報告する。

（掲載可否の決定）

第10条 編集委員会は、前条第4項の報告を受け、掲載可否の決定を行う。

- 2 前条第3項ただし書きの意見が付されたときは、編集委員会から投稿者に書き直しを求めることができる。

- 3 投稿者は、前項に規定する書き直しを求められたときは、編集委員会が定める期限までに修正した論文等を提出しなければならない。ただし、投稿者は、投稿を取り下げることができるものとする。

- 4 前項の期限までに修正した論文等の提出がないときは、投稿は取り下げたものとして扱うものとする。

- 5 編集委員会は、掲載可否の決定について投稿者に通知しなければならない。

（研究倫理指針）

第11条 人を対象とする研究については、投稿者の所属する大学又は研究所等の人を対象とする研究に関する倫理規程に基づいて行われなければならない。

- 2 前項の場合において、投稿者は、所属する大学又は研究所等の倫理委員会の承認を受けなければならない。

（利益相反）

第12条 特定企業又は団体により依頼された研究については、研究代表者（研究分担者も含む。）と企業・団体との利害関係を開示しなければならない。

- 2 前項の場合において、利益相反にあたる場合は、投稿者は、本文中に明記しなければならない。

(校正)

第13条 投稿者は、自らの責任で校正を行わなければならない。ただし、次に掲げる編集に関する校正については、編集委員会で校正する場合がある。

- (1) 誤字・脱字
- (2) 図表及び写真の配置
- (3) 文章表現の訂正
- (4) その他編集委員会が必要とする校正

(原稿の著作権)

第14条 論文等に関する国内外の一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定される全ての権利をいう。ただし、同法第18条から第20条までに規定される著作者人格権は含まない。）は、本誌に掲載する論文等が確定した時点から原則として本学に帰属する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第7号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日規程第24号）

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

Journal of Intelligence Science in Local Research 投稿申込書

記入日： 年 月 日

所属				
役職				
氏名(フリガナ)	氏名	(フリガナ)		
連絡先	E-mail(必須)			
	電話(任意)			
論文タイトル				
投稿論文の種類 該当の項目に○	原著論文	解説・総説論文	資料	研究ノート
投稿論文における専門学問分野	査読者選考に当たり投稿された論文の学問分野属性を問うものです。最大3分野まで挙げてください。			
備考				

投稿申込書提出期限： 年 月 日

【提出・お問合せ先】

下関市立大学 先端地域科学研究所

E-mail：

電 話：